

亀山市告示第140号

亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が更に長期化している中、事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、国の業種別ガイドラインに沿った感染防止対策（以下「感染防止対策」という。）に取り組む小規模事業者等に対し、亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市内における感染拡大防止を徹底し、市内経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「小規模事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者
- (2) 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する小規模企業者
- (3) 前2号以外の者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第70条の規定により法人税法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす特定非営利活動法人を含む。）
- (5) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、令和3年4月1日において市内に本店、支店又は営業所を有し、市内において事業活動を行って

いる感染防止対策に取り組む小規模事業者等であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 個人にあつては、主たる収入が事業収入であること。
- (2) 今後も引き続き、事業活動の継続を行う意思があること。
- (3) 代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと又はこれらの者が直接的若しくは間接的に経営に関与していないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする活動を行っていないこと。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、主たる目的が感染防止対策として購入する物品であつて、令和3年4月1日から同年11月30日までに支払の手續が完了するものの購入に要する費用とする。ただし、国又は他の地方公共団体の助成を受けた者にあつては、当該助成の申請の対象となった物品の購入に要した費用については、助成対象経費とすることができない。

（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、5万円を限度として、助成対象経費を合計した額に5分の4を乗じて得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、1の小規模事業者等につき1回を限度とする。

（助成金の交付請求）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、令和3年12月28日までに、亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金交付請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 振込口座と口座名義人が分かる通帳等の写し
- (3) 助成対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (4) 経費算出根拠明細書（様式第3号）
- (5) 市内で事業活動を行っていることが分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を確認し、相当と認めたと
きは、当該請求者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金交付請求書

年 月 日

亀山市長 宛

請求者

所在地（住所）

事業所名（屋号）

代表者役職・氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記の助成金を交付されるよう請求します。

- 1 交付請求額（5万円を限度として、助成対象経費を合計した額に5分の4を乗じて得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

金 _____ 円也

2 助成金振込先

金融機関名	銀行 農協 信用・労働金庫								支店 出張所
	預金の種類	普通・当座	口座番号						
ふりがな									
口座名義人									

3 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 振込口座と口座名義人が分かる通帳等の写し
- (3) 助成対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (4) 経費算出根拠明細書（様式第3号）
- (5) 市内で事業活動を行っていることが分かる書類

誓約書

年 月 日

亀山市長 宛

請求者

所在地（住所）

事業所名（屋号）

代表者役職・氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市小規模事業者等感染防止対策費用助成金の交付を請求するに当たり、次のとおり誓約します。

下記の誓約内容を確認し、「はい」又は「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

- 請求の要件を満たしています。また、虚偽が判明した場合は、助成金の返還に応じます。

はい ・ いいえ

- 亀山市から検査、報告及び是正の措置の求めがあった場合は、これに応じます。

はい ・ いいえ

- 業種に係る営業に必要な許可を全て有しています。

はい ・ いいえ

- 国又は他の地方公共団体の助成の申請の対象となった物品の購入に要した費用については、助成対象経費に含んでいません。

はい ・ いいえ

- 購入に要した費用を助成対象経費とした物品について、譲渡（転売等）を行いません。

はい ・ いいえ

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項及び第31条の6に基づく要請がある場合は、これに応じます。

はい ・ いいえ

- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していません。また、これらの者が直接的又は間接的に経営に關与していません。

はい ・ いいえ

- 政治活動又は宗教活動を目的とする活動は、行っていません。

はい ・ いいえ

年 月 日

亀山市長 宛

請求者

所在地(住所)

事業所名(屋号)

代表者役職・氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

No.	購入日	購入品目	単価(税込)	数量	補助対象経費(税込)
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
11					円
12					円
合計金額					円
交付請求額(合計金額×4/5)※最大5万円、100円未満切捨					円

※単価、補助対象経費については、税込で記載してください。